

食品安全委員会（第1027回会合）議事概要

日 時:令和8年6月9日(火) 14:00~14:50

場 所:食品安全委員会第一会議室

出席者:祖父江委員長ほか6名出席

傍聴者:一般28名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

- ・ 遺伝子組換え食品等 1品目
JPAN010株を利用して生産されたグルコアミラーゼ

→消費者庁から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MZIR260 系統（食品）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MZIR260 系統」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MZIR260 系統（飼料）」に係る食品健康影響評価について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MZIR260 系統」については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料

を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・農薬「チアメトキサム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第一専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「チアメトキサムの許容一日摂取量（ADI）を0.012 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省及び消費者庁）に通知することとなった。

- ・農薬「フェンメゾジチアズ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「フェンメゾジチアズのADIを0.04 mg/kg 体重/日、ARfDを0.1 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

- ・農薬及び動物用医薬品「クロチアニジン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第一専門調査会及び動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「クロチアニジンのADIを0.097 mg/kg 体重/日、ARfDを0.25 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省及び厚生労働省）に通知することとなった。

- ・プリオン「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（国内と畜牛に関するSRM範囲の変更）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「国内と畜牛に関する SRM 範囲の変更について、現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに 30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）」、脊髄及び脊柱」から「30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄」に変更した場合」に関して、リスクの差は非常に小さく、食品を介した人への健康影響は無視できると考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（3）令和 7 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について

→事務局から説明。

本件については、案のとおり決定することとなった。